「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領

制定：平成２９年　１月３１日

改訂：平成２９年　８月　１日

改訂：平成３０年　４月　９日

改訂：令和　２年　１月　６日

改訂：令和　５年１０月　１日

１．目的

「手ぶら観光」共通ロゴマーク（以下「共通ロゴマーク」という。）の公共交通機関・店舗・施設の受付カウンターへの掲示等により、外国人旅行者からの外国人対応の手ぶら観光カウンターとしての識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性を高めるとともに、外国人旅行者に情報発信を行うことを目的として定めた共通ロゴマークの適正使用のため、本使用要領を定める。

２．使用の基準

（１）この共通ロゴマークは、承認された者が承認された範囲内で使用できる。

（２）この共通ロゴマークの使用を国土交通省物流・自動車局物流政策課長（以下「物流政策課長」という。）から承認された者(通常使用権者)は、他人に共通ロゴマークの使用権を譲渡することはできない。

（３）次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合にも共通ロゴマークを使用することはできない。

・特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること

・公序良俗に反するものに使用すること

・法令・規則などに違反するものに使用すること

・本使用要領に反して使用すること

（４）この共通ロゴマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。この共通ロゴマークは、国内外の第三者による無断使用・権利主張等を抑止するため、商標法第４条第１項第６号に掲げる商標である旨の情報提供を行っている。

３．デザイン

共通ロゴマークのデザインについては、別添１「共通ロゴマークデザインマニュアル」による。

４．使用申請方法

（１）共通ロゴマークの使用を希望する者は、「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用申請書（別記様式第１号）により物流政策課長あて（連絡先は（申請先）に記載）に電子メール、郵送又は持参により申請するものとする。承認のために満たすべき条件は以下のとおりとする。

＜基本的な条件＞

訪日外国人旅行者が利用しやすい手荷物の配送または一時預かりサービスを提供していること。

＜具体的な条件＞

1. 取扱可能なもの

スーツケース及び土産品の配送または一時預かりの少なくともいずれか一方が可能であること。ただし、免税店及び免税手続カウンター（免税店とは、消費税法第８条で定める輸出物品販売場のことをいう。また、免税手続カウンターとは、消費税法施行令第１８条で定める免税手続カウンターのことをいう。以下同じ。）においては土産品のみの取扱でも可とする。

1. 配送日数

特定地域への当日配送、または特定地域への翌日配送が可能であること。ただし、国外への配送については、この限りでない。

1. 料金体系

料金体系の一覧を明示していること。

1. 対応可能言語

英語による案内が可能であること。　※補助媒体を活用した案内でも可。

1. 補償制度

手荷物の配送及び一時預かりに関する補償内容を英語により分かりやすく掲示していること。ただし、ＷＥＢ予約サービス等の提供により、ＷＥＢ上であらかじめ補償内容を確認できる場合は、この限りでない。

※ただし、宿泊施設、商業施設、交通機関等において、本来サービスの一部として無料で提供されているもの等は承認の対象外とする。

（２）物流政策課長は、内容を審査の上、本使用要領に適合すると認めた申請について、「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用承認書（別記様式第２号）により、承認した旨を通知するものとする。

（３）物流政策課長は、共通ロゴマークの使用申請及び使用にあたって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、共通ロゴマーク使用の承認を受けた者が、本使用要領に違反した場合には、是正のための措置及び承認の取消を行うことができる。

５．承認内容の変更

（１）４．の規定に基づき共通ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が、承認を受けた内容について、変更しようとする場合は、あらかじめ「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用変更申請書（別記様式第３号）を物流政策課長に提出しなければならない。

（２）物流政策課長は、内容を審査の上、本使用要領に適合すると認めた変更申請について、「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用変更承認書（別記様式４号）により、承認した旨を通知するものとする。

６．承認内容の廃止

使用者が共通ロゴマークの使用を止めたときは、「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用廃止届出書（別記様式第５号）を、速やかに物流政策課長に提出しなければならない。

７．手ぶら観光カウンターの情報

（１）使用者は、共通ロゴマークの使用を承認された手ぶら観光カウンター（以下「承認カウンター」という。）の情報について、国土交通省及び日本政府観光局（ＪＮＴＯ）等のホームページへ掲載することや、コンテンツとして第三者利用があることについて同意したものとする。

（２）国土交通省が情報発信する承認カウンターの情報は、別添２「手ぶら観光カウンター情報項目一覧」による。

（３）使用者が、（２）で掲げる承認カウンターの情報を変更した場合は、手ぶら観光カウンター情報変更届出書（別記様式６号）を速やかに物流政策課長に提出しなければならない。

８．使用申請の除外

（１）承認カウンターが設置されている宿泊施設、商業施設、交通機関等の施設管理者等は、承認カウンターの情報発信を行う目的で、施設案内、冊子、ホームページ等において共通ロゴマークを使用することができる。

（２）関係府省庁等が共通ロゴマーク使用の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、使用申請及び承認の手続を省略することができる。ただし、使用にあたり、事前に物流政策課長に報告しなければならない。

（３）手ぶら観光カウンターの情報をコンテンツとして第三者利用する者（以下「コンテンツ利用者」という。）は、承認カウンターの情報発信を行う目的で、施設案内、冊子、ホームページ等において共通ロゴマークを使用することができる。ただし、使用にあたり、事前に物流政策課長に報告しなければならない。

９．使用料

共通ロゴマークの使用料は、無料とする。

１０．遵守事項

（１）使用者は、関係法規を遵守するとともに、共通ロゴマークの機能を損なうことのないように努めるものとする。

（２）第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用は、使用者が負担するものとする。

（３）使用者は、共通ロゴマーク使用の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、国土交通省に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

（４）使用者は、物流政策課長から要請がある場合は、共通ロゴマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

（５）物流政策課長は、サービスの提供状況を確認するため、使用者に対し、関係書類、広報印刷物等を閲覧し若しくは提出を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

（６）コンテンツ利用者は、「「手ぶら観光」コンテンツ利用規約」を遵守するものとする。

１１．使用期間

使用期間は設けない。ただし、期間を限定してサービスを提供する場合は、あらかじめその旨を物流政策課長に通知しなければならない。

１２．その他

いかなる場合にも物流政策課長は、不適当と認める場合には、共通ロゴマークの使用を差し止めることができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。また、本使用要領の解釈その他の疑義は物流政策課長が決定する。

（附則）

本使用要領は、平成２９年１月３１日から施行する。ただし、本使用要領の制定以前に共通ロゴマークの使用の承認を受けた者は、本使用要領（１０．のただし書きを除く。）を適用することとする。

（附則）

本使用要領の改正は、平成２９年８月１日から施行する。

（附則）

本使用要領は、平成３０年４月９日から施行する。ただし、本使用要領の制定以前に共通ロゴマークの使用の承認を受けた者は、本使用要領を適用することとする。

（附則）

本使用要領は、令和２年１月６日から施行する。ただし、本使用要領の制定以前に共通ロゴマークの使用の承認を受けた者は、本使用要領を適用することとする。

（附則）

本使用要領は、令和５年１０月１日から施行する。ただし、本使用要領の制定以前に共通ロゴマークの使用の承認を受けた者は、本使用要領を適用することとする。

（申請先）

「手ぶら観光」共通ロゴマーク（Japan. Hands-Free Travel）事務局

〒１００－８９１８　東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省物流・自動車局物流政策課

ＴＥＬ：０３－５２５３－８１１１（内線４１－８３１、４１－８３２、４１－

８３３）

０３－５２５３－８７９９（直通）

　　メール： hqt-g\_stk\_bse@gxb.mlit.go.jp

（申請様式の掲載ホームページ）

ＵＲＬ：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\_freight\_tk1\_000069.html

（別添）

別添１「共通ロゴマークデザインマニュアル」

別添２「手ぶら観光カウンター情報項目一覧」